

令和7年度 事業計画書

公益財団法人 鈴鹿国際交流協会（Suzuka International Friendship Association）は、平成元年の設立以来、鈴鹿市総合計画の理念及び平成23年に策定された「鈴鹿市多文化共生推進指針」並びに令和6年策定「鈴鹿市多文化共生推進計画」に基づき、鈴鹿市民の国際意識の高揚や諸外国との相互理解と友好親善に努めるとともに、外国人市民と日本人市民が交流を深め、お互いに理解・尊重し合う多文化共生社会の実現を目指します。

当協会に関しては、国際交流・多文化共生の活動拠点として重要な役割が期待されており、協会の活動を市内外に広報し、市民・行政・企業・関係団体及びボランティアの方々との連携を密にしながら、事業のニーズ、実施効果、継続性等を検証しつつ、以下に示す各事業に鋭意取り組みます。

公益目的事業

1 地域レベルでの国際交流の促進・国際理解事業

(1) 鈴鹿市・ベルフォンテン市相互交流事業

本市の友好都市である米国オハイオ州ベルフォンテン市との青少年相互交流事業については、昨年度は本市から8名の派遣生をベルフォンテン市に派遣いたしました。この派遣は、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく派遣を中止していたこともあり、5年ぶりの派遣となりました。

今年度については、ベルフォンテン市からの派遣生を受け入れることとします。

(2) 国際理解講座

国際交流・多文化共生等を推進するための講座を開催します。

今年度と同様に、国際理解講座及び国際理解料理講座を開催するとともに、他団体とも連携し、異文化理解が深められる新たな講座や情報発信を提案していきたいと考えています。

2 多文化共生推進事業

(1) 多文化共生啓発イベントの開催

ア 概要

地域内での多文化共生意識の醸成を図るため、国際交流フェスタ「わ

「わいわい春まつり」を、日本人と外国人のボランティアで構成する実行委員会主催で開催します。「協働」と「異文化体験」をキーワードに、市民が楽しく参加でき、異文化に親しみ、地域での交流の場となるような国際交流フェスタを目指します。

イ 実施内容

- 名称：鈴鹿国際交流フェスタ 2025 わいわい春まつり
- 日時：令和7年5月18日（日）10:00～15:30
- 場所：鈴鹿市文化会館及び西条中央公園
- 内容：世界各国の舞台パフォーマンス、国際キッチンカー、外国文化の体験コーナー、防災啓発、他

(2) 日本語講座の開催等

ア 日本語講座（対面）の開催

例年開催している「対面式」の日本語学習講座を、引き続き実施します。前期には入門講座を、後期には初級講座の開設を予定しています。

イ オンライン初級日本語教室の開催

日本語教育の環境整備の一環として、本協会が有する日本語教育に関するノウハウ等を効果的に発揮し、来日間もない外国人労働者を主な対象としたオンライン方式による初級日本語教室を、下記事業概要のとおり開講します。

（事業概要）

本協会より外部講師に依頼し、オンラインによる初級外国語講座を実施します。

Zoom オンラインミーティングを使用した外部講師による講座を開講し、受講者をクラス分けし、1回あたり5人～10人の受講者に対し1時間程度の講座を、3カ月程度を1クールとして、複数回開催します。

ウ 地域の日本語教室の委託事業化

地域の日本語教室（下表の3教室）の運営を安定させ、日本語を学びたい人々が学習しやすい環境を整えることを目的に、日本語教室（3教室）を委託事業化します。

（委託事業化する日本語教室）

名称	開催日時・開催場所等
鈴鹿日本語会 AIUEO	毎週土曜日（18:00～19:30）河曲公民館
桜島日本語教室	毎週水曜日（19:00～20:30）鈴鹿工業高等専門学校
牧田いろは教室	毎週土曜日（10:30～12:00）牧田コミュニティセンター

(3) その他事業

ア 外国につながる児童の長期休みの宿題支援教室の開催

令和元年度から開催している本事業について、引き続き夏休みと冬休みの長期休みの期間に実施します。なお、実施にあたっては、市及び教育委員会と連携するとともに、ボランティアの方々に御協力いただきながら実施します。

イ 外国人市民を対象とした相談事業

市等の公共機関からの公的文書や、電話会社や電力会社等をはじめとする諸機関からの重要文書等の内容が分からず、放置することによって、自身の生活に著しい支障が生じる等の相談案件が、少なからず寄せられます。本協会では、可能な範囲で引き続き相談を受けていきます。

また、外国人カウンセラーによる「ポルトガル語による心の相談会」を継続して実施します。

ウ 外国人市民等への情報発信

本協会が開催する事業等をはじめ、国際交流・多文化共生に関する情報等を、ホームページやフェイスブック等で発信していきます。

また、協会事務室も、市民等の申し出に応じて各種パンフレット等を掲示する等、交流の場として活用していきます。

協会機関誌（S I F Aニュース）については、引き続き年4回発行し、賛助会員やボランティアの方々等に配布いたします。

3 人材の育成及び市民活動等の支援事業

(1) ボランティアの養成

ア 日本語ボランティア養成講座の開催

高等教育機関（鈴鹿大学）と連携し、市内で活動する日本語ボランティアを育成するための講座を開催します。

(2) 多言語災害ボランティアの養成

本協会の災害対応マニュアルを策定することにより、大規模災害発生時に多言語災害ボランティアの果たす役割を明確化した上で、多言語災害ボランティアの養成を図ります。

(3) その他事業

ア 各種研修生等の受入れ

下半期（10月～12月）に、JICAより、グローバルプログラム研修生（派遣前）の受入れを実施します。

また、県内の複数の高校より、年間を通じてインターンシップ生の受入れを実施します。

イ 各種訓練等への参加

鈴鹿市が実施する防災訓練や、鈴鹿市社会福祉協議会が実施する災害

時ボランティアセンター設置・運営訓練に参加します。

ウ 各種団体等との連携

多文化共生推進活動「鈴とも」や、「鈴鹿こども支援ネットワーク会議」、鈴鹿市社会福祉協議会の「鈴鹿市災害ボランティアセンター連絡会」等に参加いたします。

また、本協会が主催する「にほんごサロンおいん」についても、他団体と連携の上、運営していきます。

法 人 事 業

1 理事会・評議員会の開催

公益財団法人 鈴鹿国際交流協会の定款に基づき、5月及び3月に通常理事会を、6月及び3月に評議員会を開催します。

また、必要に応じ臨時理事会等を開催します。

なお、令和7年度は、評議員・理事・監事の任期満了に伴う改選年度になります。

2 協会の活動のPR及び賛助会員の拡充

行政機関や各種団体の会議や行事、講演会等に積極的に出席して、相互交流を深めながら協会事業のPRを行うとともに、本協会との事業協働や協賛金・賛助会費等の支援・協力を依頼し、連携の強化と財源の確保に努めます。

3 その他

(1) 車両の更新

現車両（ホンダ・アクティバン）が老朽化（平成19年（2007年）6月登録）してきたため、次回車検満了日（令和7年6月19日）までに車両を更新します。

(2) 保有財産（三重県公債）の満期償還

現在、固定資産の内、基本財産として投資有価証券（1億2千万円：三重県公債27-1）を保有していますが、この有価証券が令和7年12月25日で満期償還日を迎えます。

満期償還後には、新しい有価証券を取得いたしたいと考えていますが、昨年来、金利が大きく変動しているため、満期償還日までの間もその動向を注視して、できる限り条件の良い有価証券を購入します。